

令和6年度 葛飾区住まいの防犯対策助成

対象の**防犯設備**を購入・設置した方に、

最大**4万円**を助成します！



助成対象

- ☑ **住宅**に防犯設備を設置した、当該住宅に居住する**区民**

助成率・助成上限額

対象経費の**2分の1**を助成(千円未満切捨て)

助成上限額 **4万円**(複数品目の申請可能)



対象品目

- ◆防犯カメラ
 - ◆録画機能付きドアホン
 - ◆防犯性の高い錠
 - ◆補助錠
 - ◆センサーライト
 - ◆センサーアラーム
 - ◆面格子
 - ◆防犯フィルム
 - ◆防犯ガラス
 - ◆防犯砂利
- ※購入前に要件・定義を必ず確認してください。

申請期間

令和6年**5月7日**(火) ~ 令和7年**2月28日**(金)

※令和6年**4月1日**(月)以降に購入された商品から助成対象。

◎ 申請について

- ◆ 戸建て・集合住宅（賃貸を含む）ともに申請可能です。
※管理者、管理組合など居住者以外の方からの申請はできません。
※法人や商店の事務所としてのみ使用している物件は対象外です。
※集合住宅の所有者、管理者又は管理組合など、居住者以外の方が敷地や駐輪場に設置する防犯カメラへの助成を、今後開始する予定です。
- ◆ 1の住宅につき、申請は同一年度1回のみです。
- ◆ 設置の工事費等も対象経費に含まれます。
- ◆ 複数品目の申請が可能です。（ただし、上限額は4万円です。）
- ◆ 購入前に、対象品目の定義・要件を必ずご確認ください。
（別紙：「助成対象項目 定義・要件一覧」又はホームページに掲載があります。）
- ◆ 振込先口座の名義は、申請者と同一にしてください。
- ◆ 危機管理課窓口へ持参または危機管理課防犯強化係あてに郵送で申請ください。

◎ 申請書類

- ① 申請書兼請求書（1号様式）：事前確認書・誓約書兼同意書も含む
- ② 本人確認書類の写し：氏名・住所・生年月日、記載の公的機関発行のもの
（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③ 納品書・請求書・領収書の写し：宛名、施工日や購入日、領収金額、領収年月日、販売店の名称等記載のもの
※記載がない場合は、説明書やカタログ
- ④ 防犯設備設置後の写真：防犯対策品を購入し、取付・工事後の写真
- ⑤ 口座（入金先）の確認書類：通帳・キャッシュカード・WEB通帳の写し等

【賃貸物件の場合】同意書（2号様式）

助成対象項目 定義・要件一覧

	助成対象項目	定義・要件
1	防犯カメラ	<p>【定義】 犯罪の防止を目的として、継続的に撮影している録画機能付きのカメラであり、当該カメラにより撮影した映像の記録及び通信のために必要最低限の関連機器から構成される装置</p> <p>【要件】 次に掲げる要件を満たすものを助成対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所が住宅の敷地内であること。 ・撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者又は使用者に事前説明を行い、同意を得ていること。
2	録画機能付きドアホン	訪問者の姿を映像で確認・録画（動画・静止画の別を問わない。）をすることができる機能のついたドアホン
3	防犯性の高い錠	不正開錠が困難な錠
4	補助錠	主錠の他に、防犯性を高める目的で、玄関、窓などに補助的に取り付ける錠
5	センサーライト	主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具
6	センサーアラーム	主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動で警告音が鳴る装置
7	面格子	窓の外側又は内側に、犯罪の防止を目的として取り付ける格子
8	防犯フィルム	犯罪の防止を目的として、窓ガラスに取り付けるフィルム
9	防犯ガラス	合わせガラス（2枚以上のガラス板の間に特殊な中間膜（フィルム）を圧着させたガラスをいう。）又は合わせ複層ガラス（合わせガラスを使用した複層（複数枚の板ガラスの間に中空層・中間材を設けたガラスをいう。）
10	防犯砂利	踏みと大きな音が発生するよう加工された砂利

自宅の防犯対策をはじめよう！

〒124-8555

葛飾区 立石5-13-1
葛飾区 地域振興部
危機管理課 防犯強化係

電話①：03-5654-8579

電話②：03-5654-8478

FAX：03-5698-1503

